

【介護保険適応 訪問看護利用料金表（非課税）】
〈要介護〉

令和6年6月改正

1単位＝10.84円 4級地
訪問看護ステーションひなた

サービス内容	サービス提供時間	単位	基本料金	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護Ⅰ－1・時間内	1回につき20分未満	314	3,403	341	681	1,021
訪問看護Ⅰ－2・時間内	1回につき30分未満	471	5,105	511	1,021	1,532
訪問看護Ⅰ－3・時間内	1回につき30分以上 1時間未満	823	8,921	893	1,785	2,677
訪問看護Ⅰ－4・時間内	1回につき1時間以上 1時間30分未満	1128	12,227	1,223	2,446	3,669
理学療法士等による訪問の場合	一回につき	294	3,186	319	638	956
初回加算Ⅰ	新規に訪問看護を提供した場合	350	3,794	380	759	1,139
初回加算Ⅱ	退院・退所の翌日以降に訪問した場合	300	3,252	326	651	976
退院時共同指導加算	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章	600	6,504	651	1,301	1,952
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月につき1回)	在宅療養指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態であること	500	5,420	542	1,084	1,626
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月につき1回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること	250	2,710	271	542	813
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1回につき1回算定	600	6,504	651	1,301	1,952
複数訪問看護加算Ⅰ (30分未満)	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	254	2,753	276	551	826
複数訪問看護加算Ⅰ (30分以上)	1回につき複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	402	4,357	436	872	1,308
複数訪問看護加算Ⅱ (30分未満)	1回につき看護師と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	201	2,178	218	436	654
複数訪問看護加算Ⅱ (30分以上)	1回につき看護師と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	317	3,436	344	688	1,031
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合の算定	300	3,252	326	651	976
ターミナルケア加算	死亡月につき1回算定	2500	27,100	2,710	5,420	8,130

※（1）「緊急時訪問看護加算Ⅰ」「ターミナルケア加算」「夜、朝、深夜加算」は24時間体制にある事業所は適応となります

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切捨て）

〇〇円－（〇〇円×（0.9 0.8 0.7）（1円未満切捨て））＝△△円（利用者負担額）

※負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

夜間・早朝	朝6時～朝8時、18時～22時のサービスには、基本単位数に25%加算
深夜	22時～朝6時のサービスには、基本単位数に50%加算

※准看護師に夜看護料金は、上記と多少異なります。詳しくはお問い合わせください

※「緊急時訪問看護加算Ⅰ」「特別管理加算Ⅰ・Ⅱ」は区分支給限度額基準額に含まれないサービスとなります。

保健適応外のサービス実施のご利用料（税抜き）

1. エンゼルケア 20,000円

2. 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する。
自動車の場合は通常の実施地域を超えたところから片道1kmあたり20円とする